

令和7年度いじめ防止基本方針改定パブリックコメント

1 実施結果

- (1) 募集期間 令和7年8月1日（金）～令和7年8月22日（金）
- (2) 意見提出者 6名（メール）

2 寄せられた意見と本市の考え方

No.	ご意見（要旨）	本市の考え方
1	<p>件名についてこのもとは、先に開催された令和7年度 第1回総合教育会議(以下「会議」と記載)に示された内容に会議に協議内容を反映されたものでしょうか。</p>	<p>・第1回総合教育会議の意見を反映させたものです。</p>
2	<p>【意見】 本案における「いじめ」の定義に、教職員（教師）による児童生徒への行為も含めていただきたく存じます。</p> <p>【理由】 現行案では、「いじめ」を児童生徒間の行為に限定していますが、実際には教職員による暴言、排除、不適切な指導等が生徒に重大な心理的苦痛を与えている例も報道などで指摘されております。</p> <p>国の基本方針や本案の他の箇所でも、教職員による体罰や不適切な言動が問題とされていることから分かる通り、子どもの視点からすれば「いじめ」として受け止められる行為が、教師から行われることもあるのが現実です。</p> <p>また、文部科学省の「体罰等によらない生徒指導の在り方について」や、いじめ重大事態調査ガイドライン等では、教職員によるハラスメント等についても重大な影響があるとされており、一部自治体（例：千葉県、横浜市）では「教職員による行為も重大事態として調査対象に含める」との明記があります。</p> <p>教師の行為が「いじめ」と明確に定義されない限り、子どもが訴えた際に受け止められず、問題が隠蔽・放置される危険性があると考えます。</p> <p>したがって、いじめの定義に「教職員が児童生徒に対して行う心理的または物理的な影響を与える行為で、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」も含める、もしくは「準ずる重大事態として扱う」との補足規定を明記していただけるよう強く要望いたします。</p>	<p>・本案の「いじめの定義」は、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」に則り、定義しています。</p> <p>・教職員の不適切な言動については、あってはならないものであり、教職員研修等により、行われることのないように徹底を図ります。</p> <p>・本案の「Ⅲ 重大事態への対処 2（5）③」に記載の通り、重大事態の調査により教職員のいじめへの加担等が疑われる場合には、教育委員会として聴き取り等により事実確認を行い、その事実に基づいて厳正に対処していきます。</p>

No.	ご意見（要旨）	本市の考え方
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめが発覚した際は、直ちに加害者のクラス替え、転校等の処置を行う規則を作る必要がある。またそれを事前に公表することにより、その加害者の親にも納得させる効果がある。守るべきなのは加害者ではなく、被害者の環境である。 ・いじめが発覚した際は、学校で調査するのではなく、被害者側から警察に被害届を提出してもらい、学校は警察の調査に協力するという形をとるべきである。いじめという言葉を使用していますが、暴行や障害罪や脅迫等いずれも犯罪行為に該当することが多く、初めから警察による調査を行えば、学校及び教育委員会の隠蔽工作や、調査の遅れはなくすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒（"いじめにより重大な被害が生じた"疑い又は"いじめにより不登校を余儀なくされている"疑いがある児童生徒）と関係児童生徒（いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒）の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい事案もあります。いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に講じます。 ・各学校のいじめ防止基本方針については、各校でPTA総会やHP等で周知を行っており、保護者にいじめがあった際の対応について理解を促しています。対象児童生徒を守ることは最重要であります。関係児童生徒のクラス替えや転校等については、受け入れる側に対する配慮も必要なため、慎重な判断が必要であり、規則化することは適切でないと考えます。尚、転校については、保護者の申請があった場合のみ検討され、強制できるものではありません。 ・学校は、事実関係を把握し、特に犯罪行為として取り扱われるべきものについては、直ちに警察に相談し、適切に連携を図っていきます。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・13ページ 7行目 SOSサインが疑われる場合は「定例会議で報告」ではなく「迅速に対応することを徹底」しなければいけないかと思えます。（参考・・・いじめの防止等のための基本的な方針 文部科学省） ・19ページ 10行目 「学校は指導要録の保存期間に合わせて、5年間の保存とする。」とあるが、学校が持つ文書も酒田市教育委員会文書管理規程の持つ範囲に入るので、次行で10年間の保存と判断するのであれば、学校が持つ文書も10年間の保存となるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SOSサインが疑われる場合は迅速に対応することを徹底します。 ・保存については、10年間とします。

No.	ご意見（要旨）	本市の考え方
5	<p>○はじめに いじめられた人への対策は、全てが後手 いじめ防止対策に新たな視点（人権・男女平等など） （平時の学習の提案） ○平時のいじめ防止学習に、憲法教育が効果的で副作用がない。 とりわけ14条が身近な教材 ○いじめは加害者対策が、被害者対策と両輪 ○おわりに いじめられてきた思い出など</p> <p>（はじめに） まず、いじめ被害者の救済の視点は概ね評価します。 しかし、いじめ防止対策は、未然対策が肝要で、方針にこれが明示されていません。 したがって、いじめが発覚してからの対策は、常に後手に回るしかありません。 いじめを未然に防ぐには、「平時の対策」で状況を改善していく必要があります。 9頁には「道徳教育で公益の心の涵養を図る」とありますが、具体性を感じません。 いじめをなくすためにも、平時の対策として憲法を学習する、これが私の提案です。 子供達が社会で生きるうえで、生涯にわたる大切な繋がりを憲法は示しています。 とりわけ第24条は、身近な日常に関わる部分です。平時のいじめ対策の根源です。</p> <p>第十一条（基本的人権・ジェンダー） 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。</p> <p>第十二条（自由・権利・公共の福祉） この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p> <p>第十三条（個人の尊厳、幸福追求権、公共の福祉） すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び</p>	<p>・学校の教育活動全体を通して、本市の教育基本方針の第一である「『いのち』の大切さを学ぶ教育」を推進していきます。その中に、人権教育、男女平等、社会科の授業における憲法学習も含まれると考えます。各校では、子どもたちの話し合い活動や体験活動等を通して、望ましい人間関係づくりを行っています。また、児童会・生徒会活動において、児童生徒の主体的な取組によって各校でいじめの未然防止に努めます。</p> <p>・学校は、対象児童生徒への支援、関係児童生徒への指導及び支援、再発防止策の実施の3つに取り組んでいきます。</p>

No.	ご意見（要旨）	本市の考え方
	<p>幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p> <p>第十四条（平等） すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。</p> <p>第二十四条（婚姻・男女平等・非暴力・平和的生存権） 1.婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 2.配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p> <p>いじめを法から見ると、発生した犯罪としてのいじめに対する刑事罰が、方針に書かれていますが、これは抑止力となるでしょうか、平時の抑止力はまず憲法教育です。 利点は平時のいじめ対策の学習効果に副作用がありません。いじめが起きない土壌づくりです。いじめ対策に書かれているのは、育った作物の対策のことではないでしょうか 2頁のいじめを、加害者から見た視点で書き直してみました。第三者よりリアルです いじめの態様はいじめ側からの視点も欠かせないと思います（以下に例示） ア）冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌がりそうな意地悪を敢えて行う。 イ）仲間はずしなど、他人をそそのかして、集団で無視をさせる。 ウ） 遊ぶふりして叩いたり、握ったり、押し付けるなど、身体に接触をする。 エ） ひどくぶついたり、叩いたり、蹴りを入れるなど、暴力を振るう。 オ） 金品をたかる。または借金をするなど、一見いじめ</p>	

No.	ご意見（要旨）	本市の考え方
	<p>に見えない応圧を策する。</p> <p>カ) 金品を隠したり、汚したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする。</p> <p>キ) 嫌がられること、辱しめや、危険なことをしたり、させたりする。</p> <p>ク) パソコンやSNSで、誹謗中傷、嘘など、人格を攻撃する（写真、動画を含む）</p> <p>3頁、①いじめの問題に対する教職員の基本認識</p> <p>ア) 冒頭に「いじめは絶対に許されない」とあります。しかし説明がありません。</p> <p>なぜ、絶対に許されないのか、基本認識の具体的な記述が必要です。</p> <p>※いじめは対象者が心身の苦痛を感じるものを指し、被害性に着目して判断する。</p> <p>とありますが、これも後手です。（いじめは強化してエスカレートします。）</p>	
6	<p>1. Page3に学級や部活動のいじめの「観衆」や「傍観者」が大部分の児童生徒であるもの思料しますが、このような立場の児童生徒の指導も重要であるので、このことは酒田市いじめ防止基本方針（改定案）においても丁寧に取り組みしていただきたい。</p> <p>2. Page4にある「学校いじめ防止基本方針」とはそれぞれの小・中学校で策定されるものでしょうか。その場合は内容にバラつきがないようにガイドラインを示されるのでしょうか。</p> <p>3. Page4にある学校内外とも連携体制を構築すると記載がありますが、この場合の学校外の対象範囲を示されているのでしょうか。</p> <p>4. Page6～7にある(1)酒田市いじめ問題対策連絡協議会・(2)酒田市いじめ問題対応委員会・(3)酒田市いじめ重大事態再調査委員会の委員に子ども基本法の子どもは委員となる仕組みがあるのでしょうか。</p> <p>5. Page7の(2)酒田市いじめ問題対応委員会は常設の機関で(3)酒田市いじめ重大事態再調査委員会は再調査が必要な場合に設置されるのでしょうか。</p> <p>6. Page7(4)学校におく「学校いじめ対策組織」にある</p>	<p>1.学校の教育活動全体を通じて、豊かな心の育成を目指します。</p> <p>2.各学校で策定されています。この改定を受けて、来年度に向けて見直しをしてもらう予定です。その際には、市教委より基本的な項目をまとめたチェックシートも送付し、そのチェックシートをもとに確認することになっています。</p> <p>3.学校の設置者、警察との連携を示しています。</p> <p>4.関係行政機関の職員及び学識経験を有するものや専門的知識及び経験を有する者で構成することになるので、子どもは想定していません。</p> <p>5.お見込みの通りです。</p> <p>6.各学校で策定しているものです。</p>

No.	ご意見（要旨）	本市の考え方
	<p>対応マニュアルと記載がありますが、これは文部科学省が策定しているものですか。</p> <p>7. Page10にある(6)学校とPTAが連携したネットトラブルに対する取組みの推進は通信事業者とも連携したものにできないのでしょうか。</p> <p>8. Page11に記載のある特に配慮が必要と思われる児童生徒は、教育関係の職員で共通認識がとれたものとなっていますか。保育園・幼稚園と小学校・小学校と中学校との連携をとれる組織はありますか。</p> <p>9. Page12の(8)学校における取組状況の点検(定期・随時)と評価ですが、定期の開催頻度はどの程度の開催となるのですか。</p> <p>10. Page13の(1)教育相談体制には、外部の相談窓口の紹介も含まれますか。</p> <p>11. Page16の「いじめ発見調査アンケート」はpage13(2)いじめ発見のための定期的な調査にあるアンケートやWEBQU等の定期的な調査と別のものですか。</p> <p>12. Page17刑法の犯罪を例にあげていますが、日本の刑法では、14歳が刑事責任年齢とされており、14歳未満の者は刑罰を科されません。14歳未満の者が犯罪に該当する行為を行った場合は、刑事責任を問われず、「触法少年」として児童相談所や家庭裁判所の保護処分となります。一方、14歳以上の少年は刑事責任能力があるとされ、成人と同様の刑事手続が取られる可能性があります。少年法により特別な配慮がなされますが、このことは考慮した対応となるのでしょうか。</p> <p>13. Page18の(1)重大事態の発生と調査②調査主体が学校と教育委員会に行う場合があるとのことですが、この切り分けはガイドラインがあるのでしょうか。対象児童生徒やその保護者が調査主体について希望を申し出る制度はありますか。</p> <p>14. 酒田市いじめ防止基本方針（改定案）の内容を児童生徒及び保護者に分かりやすく説明した資料を配布して、周知する予定はありますか。</p> <p>15. 酒田市いじめ防止基本方針（改定案）を文書を1.(1)・①・(ア)と使い分けて整理しているものと思料しますが、Page16～17・Page32～34も同様に整理できないのでしょうか。</p>	<p>7. ネットトラブルについては、様々な関係機関と連携しており、その中に通信事業者も含まれます。通信事業者と連携して研修等を行っている学校もあります。</p> <p>8. 教職員間では研修会等で共通理解を図っています。幼稚園・保育園、小学校、中学校間で就学に関して情報共有しています。</p> <p>9. 県と市では年3回定期的な調査を行っています。中には学校独自で月1回行っている学校もあります。</p> <p>10. 含まれます。</p> <p>11. 同一のものです。</p> <p>12. お見込みの通りです。</p> <p>13. 不登校重大事態については、国のガイドラインの中で、調査目的の一つに対象児童生徒の学校復帰や学びに継続に向けた支援があることから、原則として学校主体で調査を行うとしていますが、調査主体について対象児童生徒やその保護者が希望を申し出ることはできます。事案の特性や対象児童生徒やその保護者の思いを踏まえ、調査主体を決定します。</p> <p>14. この改定に則って各校で「いじめ防止基本方針」を作成し、会合やHP上等で周知するため、予定していません。</p> <p>15. ご指摘を受け、項目立てについて見直しを行いました。尚、同列に扱う意味合いで、あえて○を使用しているところもあります。</p>